

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第28条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第41条の2第1項第1号中「附則第16条」を「附則第15条の6から第15条の9まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の2第1項ただし書の改正規定及び次条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第28条の2第1項ただし書の規定は、平成26年

度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提出理由)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。